

## 01 高齢者いきいき活動ポイント事業 (令和5年分のポイント手帳交付申請)

●長寿保険課(役場1階) ☎823-9609 FAX.823-9627

健康寿命の延伸、介護予防および社会参加を推進することを目的として、65歳以上の高齢者が参加する介護予防活動、地域活動、ボランティア活動などに対し、活動団体がポイントを付与し、貯めたポイントに応じて奨励金を支給する「高齢者いきいき活動ポイント事業」について、令和5年分のポイント手帳交付申請の受け付けを10月から開始します。

申請書(オレンジ色)を今月の広報かいたに折り込んでいますので、希望する人は長寿保険課の窓口または郵送にて申請書を提出してください。

また、海田町ホームページから電子申請により申請書を提出することもできます。

なお、活動団体が申請者を取りまとめて申請を行うこともできますので、ホームページに掲載している団体用の交付申請書を提出してください。

くわしくは海田町ホームページを確認してください。

ポイント手帳の交付申請は随時受け付けています。(ポイント手帳の交付には申請が必要です)

●宛先 長寿保険課 〒736-8601 海田町上市14-18

### 高齢者いきいき活動ポイント事業の概要

●対象者 海田町在住の65歳以上の人(基準日は令和5年1月1日(日・祝))

●ポイント付与期間 令和5年1月1日(日・祝)～令和5年12月31日(日)(1年間)

●ポイント付与方法 活動団体が専用のスタンプをポイント手帳に押印します。

●ポイント手帳の交付方法 対象者からの申請により交付します。

#### ●対象となる活動

- ・健康づくり 介護予防
- ・社会参加に取り組む活動
- ・健康診査などの受診
- ・地域の支え手となる活動(ボランティア活動)

●獲得ポイントの上限 1人:100ポイント(10,000円)

※1ポイント=100円。 ※奨励金は100円ごとに支給します。

～令和4年分の奨励金支給申請について～

高齢者いきいき活動ポイント事業に参加している人で、ポイントを貯め終えた場合は、奨励金の支給申請を随時受け付けていますので、必要事項を記入し、ポイント手帳配布時に同封している返信用封筒を使用して長寿保険課に提出してください。

提出期限は令和5年2月28日(火)です。

